

結婚式総合補償保険 重要事項説明書

この「重要事項説明書」では、「結婚式総合補償保険」(※)に関する重要な事項のうち、保険商品の内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項(契約概要)と、お客様にとって不利益になることのある事項など特にご注意ください事項(注意喚起情報)等についてご説明しています。

ご契約前に必ず内容をご確認ください。ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

(※)結婚式総合補償保険は、費用・利益保険普通保険約款に結婚式総合補償特約をセットした商品の名称です。

ご契約いただく際は、申込書等でご案内しております補償内容等がお客さまのご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、弊社までお申し出ください。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは、「結婚式総合補償保険」の普通保険約款および特約をご参照ください。また、ご不明な点がございましたら、弊社までお問い合わせください。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み 契約概要

結婚式総合補償保険(以下、「本保険」といいます。)は、入院や自然災害等により結婚式中止した場合の費用補償を中心に、結婚式当日における会場や衣装の修理費用、新郎新婦や招待客が救急搬送された場合の補償が一つになった、結婚式を行う新郎新婦のための保険です。

(2) 補償内容、免責事項および保険金額の設定方法等

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合およびお支払いする保険金の額は、次に記載のとおりです。詳しくは、本保険の普通保険約款および特約をご参照ください。

① 補償内容 契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いする主な場合およびお支払いする保険金の額は、次のとおりです。

＜補償の対象となる結婚式＞

本保険の補償対象となる「結婚式」とは、被保険者が新郎新婦として日本国内で開催する挙式・披露宴・パーティーで、次の1.~3.すべてに該当するものをいいます。

1. 保険証券等記載の結婚式開催日の0時から24時の間に開始するもの
2. 開催場所が、保険証券等記載の結婚式会場敷地内であるもの
3. 結婚式の開催について、事業者と書面(※)による契約が締結されているもの

※ 新郎新婦、結婚式開催日、結婚式会場、事業者及び結婚式開催を約する事実が確認できる書面をいいます。

【結婚式中止費用保険金】

入院や自然災害等により結婚式中止した場合の費用に対して保険金をお支払いします。お支払いする保険金は次の通りです。

■ 保険金をお支払いする主な場合

弊社は、次に掲げるいずれかの支払事由が発生し、これを直接の原因として結婚式中止した場合に、被保険者または被保険者の法定相続人が費用の支出を余儀なくされることによって被る損害に対して、結婚式中止費用保険金をお支払いします。

1. 被保険者または被保険者の父母、兄弟姉妹もしくは子の死亡
2. 被保険者または被保険者の父母もしくは子の、傷害または疾病による入院開始。ただし、入院が継続して7日以上に及んだ場合に限るものとし、検査のための入院または、保険期間開始前にすでに予定されていた入院を除きます。
3. 結婚式当日における、被保険者が入院中である状態、または被保険者の疾病または傷害の療養を目的とする医師による自宅または特定の場所での待機指示
4. 火災、破裂、爆発、風災、水災、雪災、地震、噴火または津波による、被保険者の平時居住する家屋の半壊以上の損害、またはこれに収容される被保険者所有の家財の100万円以上の損害

■ お支払いの対象となる費用の範囲

結婚式に関し業として有償で提供される次に掲げるサービスについて、結婚式を中止したことによって、取消料、違約料その他の名目において、全部または一部の払戻しを受けられない費用または支払いを要する費用とします。ただし、違約金規定があるものに限り、また、被保険者が既に受領し所有権を取得した物品(結婚式の中止に伴い返品したものは除きます。)の対価および他人から回収できた費用については、これを差し引くものとします。

1. 結婚式の開催について、事業者との間で締結された契約に基づくサービス
2. 上記 1.以外のサービスで、結婚式のために提供される次の①から③のいずれかに該当するもの。ただし、事業者と書面による契約が締結されているものに限り、
 - ① 被保険者本人が着用する衣装または装飾品に基づくサービス。ただし、買い取りの衣装または装飾品は除きます。
 - ② 会場装飾花に基づくサービス
 - ③ 司会、撮影、演奏、エンターテインメントに基づくサービス

■ お支払いする保険金の額

弊社のお支払いする保険金の額は、被保険者または被保険者の法定相続人が結婚式サービスをキャンセルした日に応じて、次に定める額とします。

1. 結婚式サービスをキャンセルした日が、支払事由の発生日からその日を含めて 30 日以内である場合
被保険者または被保険者の法定相続人が実際に負担した損害の額
 2. 結婚式サービスをキャンセルした日が、支払事由の発生日からその日を含めて 31 日後以降である場合
被保険者または被保険者の法定相続人が実際に負担した損害の額と、支払事由の発生日からその日を含めて 30 日後にキャンセルしていた場合に負担した損害の額とのどちらか低い額
- (注)結婚式サービスをキャンセルした日とは、被保険者または被保険者の法定相続人と結婚式サービスの提供事業者とが結婚式サービスの提供中止を合意したことにより、中止費用の発生が確定した日をいいます。

■ お支払い限度額

結婚式中止費用保険金の支払金額は、上記お支払いする保険金の額にかかわらず、支払事由の発生日に応じて次に定める金額を限度とします。

- | | | | |
|-----------------------|-----------|---------------------------|----------|
| 1. 結婚式の当日 | 保険金額×100% | 6. 結婚式の 120 日前から 91 日前 | 保険金額×30% |
| 2. 結婚式の 10 日前から前日 | 保険金額×95% | 7. 結婚式の 150 日前から 121 日前 | 保険金額×20% |
| 3. 結婚式の 30 日前から 11 日前 | 保険金額×60% | 8. 結婚式の 180 日前から 151 日前 | 保険金額×10% |
| 4. 結婚式の 60 日前から 31 日前 | 保険金額×45% | 9. 結婚式の 365 日前から 181 日前 | 保険金額×4% |
| 5. 結婚式の 90 日前から 61 日前 | 保険金額×35% | 10. 結婚式の 2 年前の翌日から 366 日前 | 保険金額×2% |

* 結婚式中止費用の保険金額は、500 万円または 150 万円(結婚式総合補償の保険金額減額特約を付帯する場合です。)です。

■ 結婚式総合補償の補償追加特約にご加入の場合

結婚式総合補償の補償追加特約が付帯された場合には、「保険金をお支払いする主な場合」の 1.および 2.の規定に「被保険者の祖父母」を追加し、4.の規定に「被保険者の父母の平時居住する家屋」を追加して適用します。また、日本国内における偶然な事故または事象等により、被保険者がやむをえず、結婚式開催日の 150 日前までに結婚式開催日を延期したとき、被保険者が結婚式の延期に要した費用に対して、10 万円を限度に結婚式中止費用保険金をお支払いします。

(注)偶然な事故とは、事故または事象の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できず、かつ、被保険者の意思に基づかない事故をいいます。

【修理費用保険金】

結婚式会場または貸衣装に損害が生じた場合の修理費用に対して保険金をお支払いします。お支払いする保険金は次の通りです。

■ 保険金をお支払いする主な場合

弊社は、次に掲げるいずれかの支払事由により、被保険者が修理費用の支出を余儀なくされることによって被る損害に対して、修理費用保険金をお支払いします。

1. 結婚式会場の天井、壁、床、屏風、カーテン、絨毯、テーブル、椅子、その他調度品の破損・汚損
2. 結婚式会場の照明設備、スクリーン、映像投影装置、音響装置の破損・汚損
3. 被保険者が結婚式の当日に着用した借用衣装(衣装、帽子、装飾品、靴)の破損

■ お支払いの対象となる費用の範囲

結婚式が開催された場合で、結婚式において被保険者の利用する結婚式会場の破損もしくは汚損または借用衣装の破損が生じた場合において、被保険者がその利用契約(書面により業として締結された有償契約の場合に限り)に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときの、発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用とします。ただし、他人から回収できた費用については、これを差し引くものとします。

■ お支払いする保険金の額／お支払い限度額

弊社のお支払いする保険金の額は、次に定める額とします。

1. 「保険金をお支払いする主な場合」1.または 2.に該当する場合
被保険者が負担した修理費用の額から3万円を差し引いた額とし、100 万円を限度とします。
2. 「保険金をお支払いする主な場合」3.に該当する場合
被保険者が負担した修理費用の額から3万円を差し引いた額とし、30 万円を限度とします。
* 修理費用保険金の合計で 100 万円を限度とします。

■ 結婚式総合補償の補償追加特約にご加入の場合

結婚式総合補償の補償追加特約が付帯された場合には、お支払いする保険金の額から3万円を差し引きません。

【救急搬送費用保険金】

被保険者または招待客が結婚式開催日に結婚式会場から救急搬送された場合に保険金をお支払いします。お支払いする保険金は次の通りです。

■ 保険金をお支払いする主な場合

弊社は、結婚式が開催された場合で、結婚式開催日での被保険者または招待客の結婚式会場からの次のいずれかの救急搬送により、被保険者が費用の支出を余儀なくされることによって被る損害に対して、救急搬送費用保険金をお支払いします。

1. 結婚式会場事業者の使用人が目撃した救急搬送
2. 記録媒体に記録された映像等により客観的に確認できる救急搬送

■ お支払いの対象となる費用の範囲

次に掲げる費用とします。

1. 被保険者または招待客の救急搬送に対する見舞費用
2. 被保険者または招待客を緊急に病院その他医療施設に搬送するために要した費用
3. 病院その他医療施設における応急手当に要した費用
4. 被保険者または招待客の結婚式開催日当日の治療に要した費用
5. 被保険者または招待客がやむを得ない事情により、結婚式会場において医師の応急治療に要した費用

■ お支払いする保険金の額／お支払い限度額

弊社のお支払いする保険金の額は、次に定める額とします。

1. 「お支払いの対象となる費用の範囲」1.に該当する見舞費用
被保険者または招待客の救急搬送一名(付き添いを除きます。)につき1万円とし、20 万円を限度とします。救急搬送者1名につき1回のみとします。
2. 「お支払いの対象となる費用の範囲」2.から 5.に該当する費用
被保険者が負担した費用の額とし、上記 1.の額と合算し、総額 20 万円を限度とします。

② 保険金をお支払いできない主な場合(免責事項)

契約概要

注意喚起情報

保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。

【共通】

次に掲げるいずれかの事由により生じた費用による損害の場合

1. 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失
2. 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失。ただし、その方が保険金の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いしないのは、その方が受け取るべき金額に限ります。
3. 治療を目的として被保険者以外の医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用
4. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
5. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
6. 上記 4.または 5.の事由に伴って発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
7. 上記 5.以外の放射線照射または放射能汚染

【結婚式中止費用保険金】

●次に掲げるいずれかの事由により生じた費用による損害の場合

1. 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 2. 被保険者が次の①から③のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ① 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ② 酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 3. 産じょくによる入院または医師による待機指示
 4. 精神疾患による入院または医師による待機指示
 5. 頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。なお、その症状がいかなる原因によるものであるかを問いません。
- 次に掲げるいずれかに該当する場合
1. 被保険者が結婚式サービスを契約する前に支払事由が発生していた場合
 2. 結婚式サービスの提供を受けた後に、被保険者または被保険者の法定相続人が結婚式を中止した場合
 3. 結婚式中止が保険責任の開始後の場合であっても、保険責任の開始前に支払事由が発生していたため被保険者または被保険者の法定相続人が結婚式を中止した場合

【修理費用保険金】

次に掲げるいずれかの事由により生じた費用による損害の場合

1. 招待客または招待客の法定代理人の故意または重大な過失
2. 保険契約者、被保険者もしくは招待客またはこれらの方の法定代理人の法令違反
3. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

【救急搬送費用保険金】

●結婚式開催日に結婚式会場から直接救急搬送されていない場合

●保険契約者、被保険者もしくは救急搬送された招待客自身またはこれらの方の法定代理人による次に掲げる行為が原因となった救急搬送である場合

1. 闘争行為、自殺行為または犯罪行為
2. 自動車または原動機付自転車の運転

●次に掲げるいずれかの事由により生じた費用による損害の場合

1. 招待客または招待客の法定代理人の故意または重大な過失
2. 救急搬送された被保険者または招待客が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。なお、その症状がいかなる原因によるものであるかを問いません。
3. 被保険者または招待客の精神疾患による救急搬送。ただし、被保険者または招待客の急性アルコール中毒による救急搬送を除きます。

③ 特約の概要 契約概要

本保険は、費用・利益保険普通保険約款に結婚式総合補償特約が付帯されています。また、次の特約が付帯される場合があります。

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・ 結婚式総合補償の補償追加特約 | ・ 結婚式総合補償の保険金額減額特約 |
| ・ クレジットカード払い特約 | ・ コンビニエンスストア払い特約 |

④ 保険金の限度額 契約概要

ご契約いただく保険金額(補償限度額)および免責金額(自己負担額)は、ご契約内容および付帯される特約によって異なります。上記①補償内容およびご契約者専用ページ等をご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保険期間の開始日は、保険契約を申し込まれた日の翌日とします。保険期間は初日の0時に始まり、結婚式開催日に満了します。(最長2年間)
- 本保険の補償は、保険始期日に始まり、保険満期日に終わります。ただし、保険期間開始後であっても、弊社が保険料を受領する前に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。
 - * 実際にご契約される保険期間については、申込画面等にてご確認ください。
- 結婚式開催日の前日から起算して30日前までに、保険契約の締結および保険料の払込みが完了することが必要です。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は、保険金の限度額、付帯される特約の有無により決定されます。

* 実際にご契約される保険料については、申込書等にてご確認ください。

② 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

● 保険料の払込方法は、保険料の全額を一括で払い込む「一時払」のみとします。

● 契約締結時に、クレジットカード払いまたはコンビニエンスストア払いのいずれかから選択いただいた方法で払込みください。

③ 保険料の不払時の取扱い **注意喚起情報**

コンビニエンスストア払いを選択いただいた場合、保険料は払込期日(保険始期日の属する月の翌月末日)までに払込みください。払込期日までに払込みがない場合には、ご契約は初めから成立しなかったものとして取り扱います。

(4) 解約返戻金・満期返戻金・契約者配当金 **契約概要**

本保険には、解約返戻金・満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(申込書等の記載上の注意事項) **注意喚起情報**

ご契約をお申込みいただく際に、損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち、弊社が保険契約者に告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない義務(告知義務)があります。弊社に告げた内容が事実と異なった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(2) クーリング・オフ **注意喚起情報**

● 申込日またはこの書面受領日のいずれか遅い日からその日を含めて 8 日以内であれば、ご契約の申込みの撤回または解除(以下「クーリングオフ」といいます。)ができます。上記期間内に次の内容を書面または電磁的記録に記載し、弊社宛にご通知ください。(取扱代理店ではお申し出を受け付けられませんので、ご注意ください。)

- 1.クーリングオフされる旨
- 2.契約申込者(契約者)の氏名・住所・電話番号
- 3.契約申込日(年月日)
- 4.申し込まれた保険の種類・証券番号

● クーリングオフされた場合、払込みいただいた保険料は全額返金いたします。弊社および取扱代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を請求しません。

● すでに保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申し出をされた場合には、クーリングオフのお申し出の効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 **注意喚起情報**

● ご契約後、ご契約者が保険証券記載の住所(通知事項)を変更した場合には、遅滞なく弊社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

● 結婚式の開催日・会場を変更する場合等、ご契約内容の変更の場合、すぐに弊社コールセンター(0120-267-362)にお申し出ください。お申し出の無い場合、保険金をお支払いできなくなる恐れがあります。

● 保険期間の開始後であっても、保険料の差額を払込みいただくことにより、以下の内容に限り、補償内容の変更をすることができます。結婚式開催日の前日から起算して 30 日前までに、補償内容の変更および保険料の払込みが完了する必要があります。補償内容の変更は、契約締結時に弊社から送付する電子メールおよびご契約者専用ページからお手続きください。

- ・「結婚式総合補償の補償追加特約」の追加
- ・「結婚式総合補償の保険金額減額特約」の削除

(2) 保険契約の解約・消滅・失効 **契約概要** **注意喚起情報**

● ご契約を解約する場合は、ご契約者ご本人から弊社コールセンター(0120-267-362)までご連絡ください。(解約返戻金はありません。)

● 本保険契約は、結婚式中止費用保険金をお支払いしたときに消滅します。(保険料の返戻はありません。)

● 保険期間の開始前に、結婚式を中止し、または結婚式サービスを提供する事業者側の事情その他の被保険者の責めによ

らない事情により結婚式の開催が不能となっていた場合(代替開催等により開催される場合を除きます。)は、保険契約は無効とします。(保険料は返還します。)

- 保険責任の開始後に、結婚式中止費用保険金の支払事由以外の理由にて結婚式をキャンセルされた場合、保険契約は、結婚式サービスをキャンセルした日(被保険者または被保険者の法定相続人と事業者とが結婚式サービスの提供中止を合意した日)に消滅します。(保険料の返戻はありません。)
- 保険責任の開始後に、火災等による結婚式場の損壊、結婚式サービスを提供する事業者側の事情その他の被保険者の責めによらない事情により結婚式の開催が不能となっていた場合は、保険契約は無効とします。ただし、事業者が代替開催を行う場合、当該事業者以外の事業者が結婚式開催に係る債務を引き継ぐ場合は、この限りではありません。(失効の場合は弊社が別途定めるところにより計算した保険料を返還します。)

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険契約の成立 **注意喚起情報**

- 取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、ご契約者と弊社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はご契約者からのお申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。
- 本保険のご契約内容は、弊社が提供のご契約者専用ページにてご確認ください。 (全てのご契約者に保険証券を郵送していません)。ご契約者専用ページは、契約締結後(保険料の払込み後)に電子メールにてご案内いたします。電子メールが届かない場合は、弊社コールセンター(0120-267-362)までお問い合わせください。

(2) セーフティネットについて **注意喚起情報**

万一弊社が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」「生命保険契約者保護機構」による保護はございません。また、保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

(3) 重大事由による解除

ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合、保険金の受取りを目的として事故を発生させた場合、保険金の請求について詐欺がある場合またはこれらと同程度に信頼を損ない、本保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合については、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

(4) 事故が起こった場合

- 保険事故が起きた場合は、遅滞なく弊社保険金請求センター(0120-169-137)へご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。
- 保険金の請求にあたっては、保険金請求書に加え、本保険の「普通保険約款・特約」に定める書類のほか、「保険金請求の際に必要な書類について」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

(5) その他

- 損害が弊社の想定を超えて頻発したことにより、本保険の保険料の計算の基礎に著しい影響を及ぼす状況が発生した場合、弊社は、本保険契約の保険期間中において、未経過期間に対する保険料の増額の請求または保険金額の減額を行うことがあります。 **契約概要** **注意喚起情報**
- 保険金の支払事由が集中して発生し、保険金支払のための財源が不足する場合、弊社は、保険金を削減してお支払いすることがあります。 **契約概要** **注意喚起情報**
- 本保険のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(結婚式総合補償保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただいたうえでご契約ください。 **注意喚起情報**
- 本保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。 **注意喚起情報**
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金がお支払いされていない場合
他の保険契約等とは関係なく、本保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金がお支払いされる場合または他の保険契約等で保険金や共済金がお支払いされている場合
それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金をお支払いします。
この場合、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- 少額短期保険業者がお引受けできる保険期間および保険金額の制限等について **注意喚起情報**
 - ・保険期間は損害保険の場合 2 年までとなります(保険業法施行規則第 227 条の 2 第 3 項第 15 号イ)。
 - ・保険金額は 1 被保険者についてお引受けするすべての保険の保険金額の合計額が 1,000 万円までとなります(同規

則第 227 条の 2 第 3 項第 15 号口)。

- ・ 1 保険契約者についてのお引受けするすべての保険の保険金額の上限は、10 億円となります(同規則第 211 条の 31 第 2 項および第 227 条の 2 第 3 項第 15 号ハ)。

●支払時情報交換制度について **注意喚起情報**

弊社は、(一社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

*「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(一社)日本少額短期保険協会ホームページ(<https://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

個人情報取り扱いについて **注意喚起情報**

(1) 個人情報の利用目的

弊社は、本契約に関する個人情報(個人番号および特定個人情報を除きます)を、下記①から⑤その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ① 保険契約のお見積り、お引受け、維持、管理等、法令で定めた保険事業
- ② 保険金のお支払い手続き
- ③ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ④ 弊社または SBI グループ企業、提携会社からの各種商品やサービスのご案内
- ⑤ 弊社の業務に関する商品・サービスの充実や各種の調査

(2) 機微(センシティブ)情報に関して

弊社は、保険業法施行規則第 53 条の 10 およびガイドラインに基づき、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報(機微(センシティブ)情報)の取得・利用・第三者提供を、相続手続を伴う保険金支払事務等の業務上必要な範囲に限定しています。

(3) 第三者への提供

弊社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく本契約に関する個人情報を第三者に提供することはありません。また、個人番号および特定個人情報については、番号法で認められている場合を除いて第三者に提供することはありません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- ③ 再保険契約の締結や再保険金の受領のために、日本国内または外国の再保険会社や再保険ブローカーへ、再保険会社等へ必要な情報を提供する場合
- ④ クレジットカード決済時に本人認証する場合
- ⑤ 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者その他の保険業に関連する企業・団体・協会等との間で共同利用を行う場合
- ⑥ 代理店および募集人に対する教育・管理・指導のために、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者その他関連する企業・団体等との間で共同利用を行う場合
- ⑦ SBI グループ企業との間で共同利用を行う場合

※弊社の個人情報の取り扱い等に関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。弊社の個人情報の取り扱いに関する詳細につきましては、弊社ホームページ(<https://www.sbiesta.co.jp/>)をご覧ください。

〈個人情報のお取り扱いに関するお問い合わせ先〉

SBI リスタ少額短期保険株式会社お客様相談室 03-6229-1014(受付時間:土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時)

相談・苦情・連絡窓口について **注意喚起情報**

SBI リスタ少額短期保険 お客様サービスセンター

TEL 0120-431-335 受付時間: 土・日・祝日を除く 10:00~17:00

補償内容・ご契約内容等に関するお問い合わせは、コールセンター(0120-267-362)にて承ります。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」(指定紛争解決機関)

TEL 0120-82-1144 FAX 03-3297-0755 通常受付時間: 9 時~12 時, 13 時~17 時

受付日: 月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

少額短期ほけん相談室は、ご契約者をはじめ、一般消費者の皆様から少額短期保険全般に関するご相談・ご照会・苦情処理および紛争解決を行うことを目的として日本少額短期保険協会が運営する機関であり、弊社が「手続実施基本契約」を締結する指定紛争解決機関です。お客様と弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本少額短期保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、日本少額短期保険協会の WEB サイトにてご案内しております。

保険金請求の際に必要な書類について

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、下表の書類のうち弊社が求めるものをご提出いただく必要があります。弊社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいた日からその日を含めて原則として30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を行い、保険金をお支払いします。

* 保険金請求権は時効(3年)がありますので、ご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、「結婚式総合補償保険」の普通保険約款および特約にてご確認ください。

① 結婚式中止費用保険金

			死亡	入院または医師による待機指示	家財または家屋の損害
1	保険金請求書	原本	◎	◎	◎
2	結婚式サービスの契約書	コピー可	◎	◎	◎
3	上記2の違約金規定	コピー可	◎	◎	◎
4	上記2を中止したことに対する違約金請求書	コピー可	◎	◎	◎
5	結婚式サービスに要する費用の額が確認できる書類(最新見積書等)	コピー可	◎	◎	◎
6	事由証明書各種				
	・死亡届書記載事項証明書	原本	○		
	・死産届書記載事項証明書	原本	○		
	・戸籍または除籍の抄本もしくは謄本	コピー可	○		
	・死亡の記載がある住民票の写し	コピー可	○		
	・医師による死亡診断書	原本	○		
	・死体検案書	原本	○		
	・弊社書式または医療機関の発行する診断書(医療機関の名称および医師の署名済のもの)	原本		◎	
	・入院開始日および入院日数を記載した医療機関の証明書類	原本		◎	
	・弊社の定める事故状況報告書	原本			○
	・警察署、消防署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書	原本			○
	・建物または家財の損害の程度を証明するための資料	原本			◎

◎……提出必須書類 ○……これらのうち、弊社が求めるもの

② 修理費用保険金

1	保険金請求書	原本	◎
2	結婚式開催に関する契約締結を証明する書面	コピー可	◎
3	事由証明書各種		
	・損害が発生した結婚式会場または借用衣装の利用契約締結を証明する書面	コピー可	◎
	・修理費用請求書	コピー可	◎
	・結婚式会場または借用衣装の損害発生の実態および損害の程度を証明するための資料(写真等)	原本	◎

◎……提出必須書類

③ 救急搬送費用保険金

1	保険金請求書	原本	◎
2	結婚式開催に関する契約締結を証明する書面	コピー可	◎
3	事由証明書各種		
	・搬送者が被保険者の招待客であることを証明する資料	コピー可	○
	・被保険者および結婚式会場事業者が署名または記名捺印した弊社所定の事故状況報告書	原本	○
	・被保険者または招待客が結婚式開催日に結婚式会場から救急搬送されたことが客観的に確認できる映像等が記録された記録媒体	コピー可	○
・被保険者または招待客の搬送、応急処置および当日の治療に要した費用を被保険者が負担したことを証明する資料(領収書等)	原本	○	

◎……提出必須書類 ○……これらのうち、弊社が求めるもの

[SBI リスタ少額短期保険株式会社] 〒106-6016 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー

募集文書番号:BG03-2024-2648(2024年10月作成)